

常任委員会レポート

総務建設

議案第47号
行政機構の改革に伴う関係条例の整理

問 機構改革の目的、内容、目指すところは何か。

答 町民の皆さんに、わかりやすい行政サービス、利便性向上を引き続き進めること、より効果的、効率的な行政運営を行うことと共に、町長の公約を実現するため。

議案第48号
阿久比町監査委員に関する条例の一部改正

問 事務局を設置ということが条例上明確に

されていなかったため、今回の機構改革に合わせて設置するという理解でよいか。

答 今回、議事事務局職員が監査委員事務局の職員を兼任するということが条例に明記するもの。

議案第49号
阿久比町職員定数条例の一部改正

問 町長の発言で、職員の仕事量が多く疲弊しているという話の中で、監査委員事務局を議会事務局に持つことで3人体制だという趣旨は理解できるが、仕事量が増えるのに増員をしない、職員の疲弊を心配する中での増員しないことの見解は。

答 現在の議会事務局の、実際職員は2人。総務課で監査事務を行

う職員は兼任で1人、行政評価等の労力では概ね0・2くらいの仕事量となっている。来年度、議会事務局は正規職員3人体制を考えているので、現在より勤務時間が増えるのでカバーできる。

議案第50号
阿久比町職員の給与に関する条例の一部改正

問 令和7年4月1日より、3課1係増えるので課長職、係長職も増えることになるが、4級の主査、7級の課長が3級とか6級に戻ることはないか。

答 戻るということはない。あくまでも給与に関する条例で基準となる職務を1職1級と定めている。(副委員長 鈴村 算久)

文教厚生

議案第51号
阿久比町使用料条例の一部改正

問 スポーツ村の室内プール使用料一般の400円の根拠と徴収した使用料の使い道は。

答 使用料は近隣市町のプールで一番安い東部知多温水プールの400円と合わせた。使い道は、スポーツ村の維持管理、光熱水費や修繕、浄化槽、自動ドア、樹木管理などの保守点検委託料に充当する。

議案第52号
令和6年度阿久比町一般会計補正予算(第5号)

問 一つの部屋を二つに区切って使用するための予算が計上されているが、空いている部屋を使わずに一部屋を二つに区切る理由は。

答 部屋数と教職員数の関係などを総合的に考え、カーテンなどで間仕切りして使用。生徒に対しての確かな指導を行うため、そばに職員がいる必要があり、できるだけ一か所に生徒を集めたいという学校の意見がある。

問 中学校の生徒数がこれから増加していく中で、支援級や通級に通う生徒も増えていくことが予想される。今

後の通級教室の部屋数の予測はどのように立てているか。

答 生徒数の増加は今後、令和9年度にピークを迎えると予測できている。特別支援学級に通う生徒数も、ある程度把握できているが、通級指導教室へ通う生徒の事情は様々であるため、正確な数を把握することは難しい。一教室内で複数人でやれる生徒もいれば、完全に個室で区切ってやりたい生徒もいるため、その時々状況に応じて空間をつくりながら適切な教育の環境を与えることが必要と考えている。(副委員長 廣瀬 実)

12月11日に総務建設委員会を、12日に文教厚生委員会を行い、それぞれの委員会に付託された議案の詳細な説明を受け、質疑を行った。主な質疑は次のとおり。